

第5部 循環型社会ぎふづくり

1. 循環資源の有効利用の推進

取組方針

一般廃棄物については、これまでもリサイクルの啓発など、市町村を中心に減量に向けた取組みが進められているものの、近年排出量はほぼ横ばいで推移しています。

ごみの減量化を実現するため、今後は、3R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））のうち、特に発生抑制（Reduce）に向けた取組みを県民、事業者、市町村などと連携し進めていきます。

また、循環型社会を支える、各種リサイクルに関する法令の適正かつ円滑な運用に努めるほか、リサイクル製品の利用を推進するなど、循環資源の有効利用を進めます。

（1）ごみ減量化の推進

現状と課題

- ごみを減らす意識は県民の間に徐々に浸透し、実践活動も多く、多くの県民や市民団体により行われていますが、こうした意識がすべての県民に共有され、取組みが広く定着しているとは言い難い状況にあります。
- 本県の1人1日あたりのごみ排出量（平成21年度）は991gで、全国平均より低いものの、年々その差が縮まる傾向にあります。
- 家庭ごみの減量化を図るには、県民の意識や関心を高めていくことが重要であり、ごみを減らす意義や具体的な手法、ごみとなるものをできるだけ家庭に持ち込まない、リデュース（発生抑制）の考え方について、わかりやすい形で普及啓発を進める必要があります。また、一般廃棄物の処理について総括的な責任を有する市町村や、実践活動の推進役となることが期待される市民団体と連携を図っていく必要があります。

<1人1日当たりごみ排出量>

（単位：g）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
岐阜県	1,050	1,048	1,047	1,057	1,048	1,060	1,027	1,013	991
全 国	1,180	1,166	1,163	1,146	1,131	1,115	1,089	1,033	994

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を受け、平成13年度の法施行時から調達方針を策定しています。

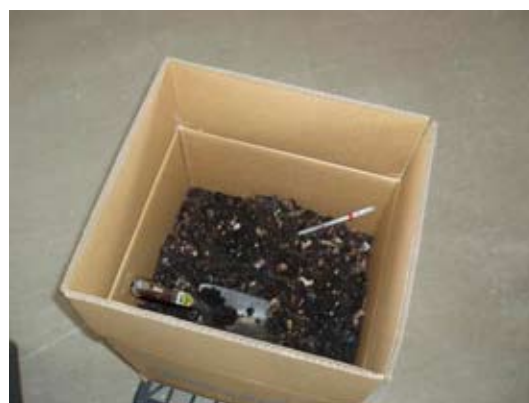
具体的な施策

- 「家庭ごみ減量」の推進
 - ・市町村や市民団体と連携し、ごみを減らす意義や具体的な手法を伝える県民向け講習会を実施します。例えば、食品廃棄物については、家庭から排出される生ゴミのリサイクルをモデル的に実施していますが、講習会でその取組みを紹介することにより、生ゴミ等食品廃棄物のリサイクルの普及啓発を図ります。

- ・県ホームページや広報誌、各種イベント等、様々な媒体や機会を活用し、家庭ごみ減量化の普及啓発に努めます。
- 「環境にやさしい買い物」の推進
 - ・市町村や市民団体と連携し、環境にやさしい買い物や、ごみのリデュース（発生抑制）、リサイクル（再生利用）の考え方に関する県民向け講習会を実施します。
 - ・「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施や、商業施設等と連携した啓発活動等により、環境にやさしい買い物の普及啓発に努めます。
 - ・市町村、市民団体、事業者とともに、小売店舗における容器包装の削減に向けて具体的な取組みを検討します。
- 循環型社会形成推進協議会の開催
 - ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用について、県民、事業者、行政それぞれの自主的かつ積極的な取組みを促進します。
- 東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施
 - ・グリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）と日本チェーンストア協会中部支部、グリーン購入ネットワーク、(財)日本環境協会エコマーク事務局との広域連携により、行政・団体・事業者が協働して消費者に対する啓発キャンペーンを実施します。
- 岐阜県環境物品等調達方針によるグリーン購入の推進
 - ・県が調達を行う物品等のうち、原則として全て環境物品等を調達する「特定調達品目」を設定し、それぞれの判断基準を示し、グリーン購入を推進します。
- 県内におけるごみ処理の状況及び3Rに関する施策状況等の紹介
 - ・ホームページ等を活用し、県内におけるごみ処理の状況及び市町村の3Rに関する施策状況等に関する情報を提供します。



ごみ減量化講習会



ダンボールコンポスト

(2) 各種リサイクル法の適正な運用

現状と課題

- 容器包装廃棄物のリサイクル（市町村による分別収集、指定法人等への引渡し及び再生事業）は、市町村における分別収集計画に基づき行われていますが、紙製容器包装については、分別収集が進んでいない状況です。容器包装廃棄物のリサイクルを一層推進するためには、分別収集体制を整備し、周知徹底を行う必要があります。
- 自動車リサイクルについては、自動車リサイクルシステムにより、全ての使用済自動車の処理工程

が厳格に管理されています。年次報告が未実施のフロン類回収業者や法定期限内に移動報告をしていない解体業者等について、自動車リサイクル促進センターから報告があった場合は、指導を徹底する必要があります。

- 建設リサイクルについては、法施行後、特定建設資材廃棄物のリサイクルが促進され、建設廃棄物の再資源化等率は向上しました。しかし、高度成長期に建設された建物が更新期を迎えるなど、今後、建設廃棄物の排出量の増大が見込まれるため、特定建設資材の分別解体や特定建設資材廃棄物の再資源化を促進し、最終処分量を減らすとともに、廃棄物の排出を抑制することが重要です。
- 農業集落排水施設から発生する汚泥は有用な資源であるため、汚泥のコンポスト施設、移動脱水乾燥車等の肥料化施設を整備するとともに、肥料として使用してもらうよう、普及啓発活動をさらに実施する必要があります。また、家畜排せつ物や稲わらなどの農林系バイオマス資源とともに、食品加工残渣の一層の有効活用を図る必要があります。

具体的な施策

- 「容器包装リサイクル法」の円滑な推進
 - ・容器包装廃棄物の分別収集を完全実施するため、市町村に対する施設整備の支援を行います。
 - ・「容器包装リサイクル法」について、積極的な普及啓発を実施するとともに、容器包装廃棄物の分別収集等について市町村広報誌やごみカレンダー等を用いて周知徹底を図ります。
- 「家電リサイクル法」の円滑な推進
 - ・「家電リサイクル法」について、市町村広報誌やごみカレンダー等を用いた普及啓発を実施します。
- 「自動車リサイクル法」の円滑な推進
 - ・自動車リサイクル促進センターから報告があった年次報告未実施のフロン類回収業者や法定期限内に移動報告をしていない解体業者等に対し、立入検査を実施して指導を行うなど、法の円滑な運用を図ります。
- 「建設リサイクル法」の円滑な推進
 - ・県のホームページ等の媒体を活用し、法の制度や届出手続等について、普及啓発に努めます。
 - ・「建設リサイクル法」の対象建設工事が適切に施工されるよう、パトロールの充実に努めます。
- 建設系産業廃棄物の再資源化等の促進
 - ・「岐阜県優良建設廃棄物選別資源化センター」認定施設をモデル施設として推奨し、建設廃棄物の選別・再資源化を適正に行うことのできる処分業者を育成します。
 - ・建設廃棄物は、適正に選別して再資源化を図り、埋立処分量を削減することが重要であることを排出事業者にも周知していきます。
- 汚泥リサイクルの普及啓発
 - ・汚泥肥料の施肥マニュアル作成のための栽培実験や、汚泥利用の啓発PR用パンフレットを作成します。また、県政モニターへアンケートを実施し、普及啓発活動の効果を検証します。
- バイオマス資源及び食品循環資源の利用促進
 - ・家畜排せつ物や稲わらなど、農林系バイオマス資源のたい肥化施設等の整備に対して支援を行います。また、安全面に配慮した食品加工残渣の飼料化の取組みを支援します。

(3) リサイクル製品の利用推進

現状と課題

- 岐阜県リサイクル認定製品数は平成21年度末現在188製品で、平成21年度の販売実績は約59億円となっています。

＜リサイクル認定製品販売額＞

(単位：億円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
販売額	64	70	60	62	59

○現在の経済情勢では、各企業が資源リサイクルなどの環境保全活動と企業としての営利活動を両立させることが非常に困難で、社会全体の環境に関する取組みを鈍化させる要因になっています。また、リサイクル製品の開発にはコストがかかり、それが製品価格へ反映されるため、リサイクル製品の利用が進まない要因となっています。

○また、平成 17 年度にリサイクル認定製品に係る制度の厳格化を図ったこと、また、公共事業の減少により、リサイクル認定製品の活躍の場が減少することとなり、製品数が減少しています。

具体的な施策

○岐阜県リサイクル認定製品の利用推進

- ・リサイクル認定製品の認定と公共事業での積極的な利用を推進します。
- ・建設技術フェアなど、事業者や自治体関係者が集まる場に出展し、広くPRを行います。また、リサイクルに関する学識者等によるセミナーを開催し、消費者の需要にあった認定製品の開発に向けた事業者の取組みを促進します。



マイバッグ (廃プラスチック(シートベルト)を利用)
(リサイクル認定製品)



パーテーション (県産の間伐材を利用)
(リサイクル認定製品)

2. 廃棄物の適正処理の推進

取組方針

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれの責務を十分認識し、一般廃棄物及び産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理施設に対する立入検査などを引き続き実施します。

また、必要な処理施設の設置にあたり、地域住民の理解を得ることが困難となるなど、処理業者や処理施設に対する不安感や不信感が見受けられます。このため、廃棄物の処理に対する理解を深めていただくための取組みのほか、併せて優良な排出事業者及び処理業者の育成にも努めます。

なお、不法投棄等の不適正処理については、県民生活に与える影響が大きいため、関係機関との連携を密にするとともに、監視活動を強化することにより、早期発見及び早期措置に努めていきます。

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

- 一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施していますが、概ね適正に維持管理されています。
- 一般廃棄物については、近年、様々な排出抑制やリサイクルが進められていますが、廃棄物を生活環境上、支障が生じないうちに適正に処理することが極めて重要であり、そのためには、処理施設が今後も適正に維持管理されることが不可欠です。

具体的な施策

- 一般廃棄物処理施設への立入検査の実施
 - ・一般廃棄物処理施設に対して立入検査を実施し、必要な指導を行います。
- 一般廃棄物処理施設整備等に対する支援
 - ・市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対して、国制度の活用を通じて支援を行います。また、市町村が行う一般廃棄物のリサイクルを促進するため、使用済小型家電の分別収集等の先進事例に関する情報提供や技術的支援を行います。
- 県内におけるごみ処理の状況及び3Rに関する施策状況等の紹介
 - ・ホームページ等を活用し、県内におけるごみ処理の状況及び市町村の3Rに関する施策状況等について情報を提供します。
- 岐阜県環境美化運動推進要領の推進
 - ・「空き缶クリーンキャンペーン週間」等、県、市町村、県民等が一体となった環境美化運動を推進します。



一般廃棄物処理施設
多治見市 三の倉センター

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

- 産業廃棄物の処理業者や処理施設への立入検査を定期的実施していますが、概ね適正に処理されていることを確認しています。しかし、対象事業者が非常に多く、全ての事業者に対して同様に立

入検査を行うことは容易ではありません。

- 「廃棄物処理法」では、産業廃棄物の処理責任はそれを排出する事業者が負うこととされていますが、特に中小事業者においては、廃棄物関係法令や適正処理に関する知識が十分でない傾向があります。
- 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」において、事業者による関係住民への事業計画の周知、事業者と関係住民との文書による意見交換、県による合意形成等に関する判断等の制度を新たに規定しました。しかし、処理施設に対する不安・不信感等から、施設の設置にあたり地域住民の理解を得ることが困難なケースがあります。
- 県内に保管されているPCB廃棄物については、「岐阜県PCB廃棄物処理計画」に基づき、その適正処理を進めています。なお、PCB廃棄物は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」により、平成28年7月が処理期限とされています。それまでに全てのPCB廃棄物を処理するため、県内のPCB廃棄物、特に微量PCB廃棄物の数量を正確に把握する必要があります。
- 農業用使用済みプラスチックについては、施設面積の減少やハウスビニールの複数年張りの普及などにより、その排出量が近年減少傾向にあります。また、農業用使用済みプラスチックの処理は適切に行われていますが、過半が埋立や焼却による処理となっており、今後は再生処理率を向上させる必要があります。
- 家畜排せつ物は、昔から肥料として有効利用されていますが、近年、生産コストの低減を図るため、畜産経営の規模拡大が進んだことにより、1経営体から発生する家畜排せつ物の量が増えています。今後も家畜排せつ物を適正に処理するためには、生産された堆肥が、円滑に利用されなければなりません。

具体的な施策

- 産業廃棄物処理業者等に対する効果的な立入検査の実施
 - ・産業廃棄物の取扱状況等を勘案して定期立入の回数を設定し、一斉立入、随時立入等を組み合わせて実施することにより、重点的かつ効果的な監視指導を行います。
- 中小排出事業者の意識高揚と関係法令等の理解促進
 - ・主に中小事業者を対象に、廃棄物関係法令や適正処理についての知識を深めていただくため、法令講習会を実施します。
- 産業廃棄物処理施設設置に係る合意形成等を図るための手続条例の運用
 - ・条例に規定された制度が円滑に運用されるよう、事業者及び関係住民に対して制度の周知を図ります。
 - ・事業者が行う関係住民への事業計画の周知について、より効果的に実施できるよう、ガイドラインを策定します。
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成
 - ・処理業者等が主催する法令講習に講師を派遣する等、処理業者の関係法令に関する知識の向上を図ります。
- 廃棄物処理施設に対する県民の理解促進
 - ・処理業者等との連携やホームページの活用等により、産業廃棄物処理施設に関する認識と理解を深めてもらうための啓発活動を実施します。
 - ・産業廃棄物処理施設に対する周辺住民の不安感や不信感を解消するため、処理業者に対し、処理施設の操業状況や廃棄物の処理状況、自主測定結果等の情報公開を促します。
- PCB廃棄物の計画的な適正処理の推進
 - ・微量PCB廃棄物の疑いがあるコンデンサ等の検査費用に対する補助を行い、PCB廃棄物の保

管状況の把握に努めます。

- ・PCB廃棄物の処理が円滑に進むよう、日本環境安全事業(株)豊田事業所との連携を密にするとともに、保管事業者への周知、啓発に努めます。

○農業用使用済プラスチック適正処理の推進

- ・岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会を中心に、農業関係団体等に対し、再生処理率向上に係る働きかけや情報提供を行い、引き続き指導します。

○家畜排せつ物処理施設の整備に対する支援

- ・国庫補助の対象とならない、小規模農家が利用する家畜排せつ物処理施設の整備を支援します。

○畜産環境保全推進指導協議会の開催

- ・県域並びに地域の協議会を開催し、畜産経営に起因する環境問題について、情報交換を行うとともに、実態調査や巡回指導を行います。

○耕畜連携農業推進連絡会議の開催

- ・県域並びに地域の連絡会議を運営し、畜産農家で生産された良質な堆肥を耕種農家において有効利用することにより、資源循環型農業を確立します。

(3) 不法投棄等の不適正処理対策の推進

現状と課題

- 不法投棄など、廃棄物の不適正処理に関する行政指導の状況は以下のとおりです。

＜廃棄物の不適正処理に関する行政指導の状況＞

	H17	H18	H19	H20	H21
文書指導	18	3	10	19	17
改善命令	1	0	0	0	0
措置命令	2	2	0	0	0
許可取消処分等	13	9	9	17	13
計	34	14	19	36	30

- 不適正処理事案は悪質で巧妙化しています。また、行政の指導に従わず、大規模で深刻な不適正処理事案に発展するケースも後をたちません。これまでに大規模な不法投棄事件を相次いで検挙してきましたが、依然として予断を許さない状況にあるため、今後も関係機関との連携を密にした取締りを継続する必要があります。

- 過去に廃棄物の不適正処理が行われた現場等について、地域住民が自ら状況を監視する組織として「岐阜県ふるさと環境保全委員会」があります。その活動は、各委員会の自主性に任せていますが、より効果的な監視を行うため、県関係機関との連携をより密にする必要があります。



不法投棄の現場

- また、日常の監視活動については、圏域が広く、山間部など人目につきにくい場所も多いため、行政によるパトロールのみでは限界があります。したがって、地域住民や市民団体と行政が協働し、地域ぐるみの監視体制を確立することが必要です。

- 産業廃棄物の処理責任は、第一義的には排出事業者にあることから、処理業者はもちろん、排出事業者に対しても、廃棄物処理法の遵守や社会的責任の徹底を促す必要があります。

具体的な施策

- 通報体制の整備
 - ・廃棄物インターネット 110 番を通じ、不法投棄等の情報収集に努めます。
- 取締り等の実施
 - ・地域住民と連携した監視活動のほか、関係機関との連携を保ちつつ、事犯の内容に応じて指導、警告、検挙等を積極的に行います。
- 不適正処理事案の公表
 - ・産業廃棄物の不適正処理事案に関する事実や行政の対応状況を県ホームページで公表します。
- 関係機関との連携
 - ・産業廃棄物の不適正処理事案について、関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するため、連絡会議を開催します。
 - ・警察的手法（聴き取り、張り込み、現場指導）を活用したパトロール及び立入検査を実施するため、現地機関に廃棄物監視指導専門職を配置します。
 - ・監視カメラを活用するほか、行政による監視が手薄となる夜間・休日には、不法投棄等監視パトロールを実施します。
- 岐阜県ふるさと環境保全委員会による監視活動の支援
 - ・各委員会から通報、要望、情報提供等を聴き取り、必要に応じて事業者への立入検査等を行うほか、委員会による監視活動を積極的に支援します。
- 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の適確な運用
 - ・埋立て等に関して、廃棄物の有無に関わらず立入検査を可能とする「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を適確に運用します。



産業廃棄物運搬車輛の路上検査

(4) 災害時における廃棄物処理対策の推進

現状と課題

- 災害時には被災地が混乱し、災害廃棄物を適正に処理できなくなる可能性があります。このため、各市町村は災害時に発生する廃棄物の総量を予測し、収集運搬の手段、仮置場等の確保、分別方法等、その処理方法に関する計画（以下「災害廃棄物処理計画」という）を策定する必要があります。
- 平成 22 年 4 月時点において、21 市町村が災害廃棄物処理計画を策定していますが、災害発生時の廃棄物処理を円滑に行うため、全ての市町村において計画が策定されることが必要です。
- また、被災市町村のみで対応が困難な場合には、早期に支援体制を確立する必要があります。このため、本県では「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を策定し、災害発生時における県及び県内市町村等の応援・連絡体制を定めています。また、災害発生時における廃棄物の収集運搬等について、関係団体と無償団体救援協定を締結しています。
- 災害時には不法投棄などの不適正処理が行われる可能性もあり、その防止に努める必要があります。

具体的な施策

- 市町村における災害廃棄物処理計画の策定支援
 - ・支援ツール等を配布し、災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、様々な機会をとらえ、計画の早期策定を呼びかけます。
- 災害時における支援体制の確立
 - ・災害時には、被災市町村からの応援要請に基づき、広域的な支援体制を早期に確立するとともに、関係団体に対して協定に基づく応援を要請します。
- 災害時における廃棄物の適正処理に関する啓発
 - ・災害時においても、事業活動によって生じた廃棄物が自らの責任で適正処理されるよう、啓発活動に努めます。

3. 関連産業の育成支援

取組方針

循環型社会の実現には、廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進が不可欠であり、そのために、事業者が行うリサイクル製品の技術開発及び販売促進のための取組みを支援します。

また、研究開発を推進し、その成果の県内企業への技術移転を進めることにより、循環型社会の実現に向けた企業の取組みを積極的に推進していきます。

(1) リサイクル関連産業の育成支援

現状と課題

- リサイクルがビジネスとして成立するためには、リサイクル製品であっても、安全で高い品質が求められることはもちろん、消費者のニーズにあった製品開発や、将来有望なリサイクル技術の開発が求められます。
- 容器包装に多用されるプラスチック廃棄物（廃プラスチック）のリサイクルに関しては、再資源化の工程における機械装置の腐食発生や製品への臭気残留、不純物混入などによる品質低下といった技術的な問題があり、現状では一定の限界があります。
- 今後、廃プラスチックの再資源化を進めるためには、その性状把握を通じた腐食原因物質の特定や腐食の抑制対策など、研究開発を進め、再生材の品質向上を図るとともに、再資源化プラスチックを活用した高付加価値化製品の開発を促進することが必要です。
- メッキ汚泥等をはじめとする金属系産業廃棄物については、廃棄物の減量化や安全化が課題となっています。また、鉄やニッケル等の混合金属廃棄物の分別回収も大きな課題ですが、その効率的な回収技術は確立されていません。
- 金属系産業廃棄物については、今後、再利用が可能な鉄やニッケル等について、効率的で還元率の高い金属回収技術を確立することが、資源リサイクルの推進はもとより、廃棄物の減量化や安全化の観点からも必要です。

具体的な施策

- リサイクル関連産業の育成支援
 - ・廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、リサイクル関連産業の技術開発、販売促進等に関するセミナーを開催します。
- 環境配慮型ものづくり産業支援プロジェクトの実施
 - ・製造業について、バイオマス資源の有効利用、資源リサイクル、省エネルギー化を3つの柱として、県の研究機関を中心に環境関連技術の確立と県内企業への普及を図ります。